

## 第7章 プランの実現に向けて

本プランの実現のためには、森林からの恩恵を受けている全ての県民が、森林の整備・保全に関する活動を支援し、社会全体で森林を支えるという意識を持った上で、森林資源の有効活用を図ることが重要です。

また、県はもとより、市町村、森林所有者、森林組合等の林業経営体、木材加工・建築事業者など、森林・林業・木材産業やその他企業の関係者が、適切な役割分担の下、相互に連携して取り組みを進めていくことが必要です。

### 1 期待される役割

#### (1) 県民等

- ・ 県民共有の財産である森林の整備・保全、県産木材の利用、森林空間の利活用などの取り組みへの積極的な参加
- ・ 県産木材利用促進条例において、日常生活等を通じて県産木材を利用

#### (2) 森林所有者

- ・ 森林経営管理法において、所有する森林の適時の伐採、造林及び保育等の実施により経営管理を行わなければならないことが責務として明確化されたことを踏まえ、自らまたは市町村・林業経営体等への委託等により経営管理を実施

#### (3) 森林組合等の林業経営体

- ・ 施業の集約化等による生産性の向上に努め、収益の増加を図り経営基盤を強化するとともに、持続的な管理・経営を推進
- ・ 新たな森林経営管理制度の確実な実行に向け、市町村からの森林の経営管理の再委託を意欲的に受託
- ・ 特に森林組合は、森林所有者を構成員とする協同組合として、組合員に対するサービスと指導を強化するとともに、地域の森林整備・林業の先導役として積極的に事業を展開

#### **(4) 木材加工事業者等**

- ・木材加工事業者等は、県産木材の有効利用及び安定供給の推進や加工技術の向上、新たな用途の開発、人材の育成などにより木材産業の振興へ寄与
- ・建築業者及び設計業者等は、積極的に県産木材を利用

#### **(5) 企業等**

- ・林業・木材産業関連団体と連携し、民間建築物等における木材利用の促進

#### **(6) 市町村**

- ・関係者の合意形成を図り、森林整備のマスタープランとなる市町村森林整備計画を策定し、これに基づき施策を展開するとともに、森林経営管理法に基づく民有林の経営管理を推進
- ・公共建築物等の木造・木質化による県産木材の利用拡大や木質バイオマスの利用促進などによる地域資源の有効活用

#### **(7) 県**

- ・本プランの目標達成のため、国、市町村等との連携を図り、積極的に施策展開

#### **(8) 県有林**

- ・県有林は、県内森林面積の約半分を占める公有林として、森林の公益的機能を高度に発揮させるための森林整備や保健休養の場としての活用を進めるとともに、森林資源を有効活用していくための先導的な取り組みを行い、そのノウハウを民有林事業者に普及

### **2 財源の確保**

プランを実現するためには、国の補助制度を積極的に活用するとともに、森林環境税などを有効に活用するなど、財源の確保に努めます。

### **3 進行管理**

本プランの実行性を確保するため、毎年度、目標実現に向けた施策の進捗状況や効果等について点検、評価を行い、森林審議会へ報告するとともに、ホームページなどにより公表し、必要に応じて見直しを行います。